

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書

令和4年5月9日

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答			
1	入札説明書	15	第4章	3.	(4)	6)	結果通知	敷地の測量図面等の事業提案書作成に必要なデータについては、令和4年5月30日(月)の入札参加資格審査の通知を待たず、少しでも早い配布を希望します。組合様ホームページでの公表が難しければ、DVD-R等記憶媒体での配布の手段もあるかと思っておりますので、ご検討願います。	敷地の測量図については、当該地が平方第二土地区画整理事業の本換地前であり、隣接地の座標情報も含まれることから、限られた事業者のみへの提供とするため、入札参加資格審査書類を提出した応募者へ配付します。		
2	入札説明書	16	第4章	3.	(7)		対面的対話の開催	対面的対話の人数制限や対象範囲はございますでしょうか。代表企業以外の構成員や協力企業、下請企業も対象に含まれますでしょうか。	様式第3-1号に示す10名までとし、対象範囲は様式第3-2号から第3-6号に記載できる内容とします。また、対象企業に制限は設けていませんので、様式第3-1号に会社名などを記載してください。		
3	入札説明書	18	第4章	3.	(8)	6)	ヒアリング	ヒアリングの人数制限や対象範囲はございますでしょうか。代表企業以外の構成員や協力企業、下請企業も対象に含まれますでしょうか。	人数や時間などの詳細については、現在検討中のため、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知します。		
4	入札説明書	21	第4章	4.	(1)	5)	-	令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No11の回答に「下請企業は、構成員や協力企業とは異なり、組合から直接業務を請け負う者から、その一部業務を請け負う者となります。」と回答が示されています。入札説明書21頁(1)応募者の構成等2)に「応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする」と記載があります。関係市町に本店を置く地元下請企業については応募者に含める必要はないと解釈することができますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
5	入札説明書	21	第4章	4.	(1)	5)	-	No4の質問に関連して、令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No8の回答に示された通り、地元下請企業は、入札説明書22頁(2)応募者等の参加資格要件を満たす構成企業(構成員・協力企業)とする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
6	入札説明書	23	第4章	4.	(2)	2)	各業務を行う者の要件	「同一業務を複数企業で実施する場合は」と記載がありますが、複数企業とはJV組成も含めているという理解でしょうか。建設JVを組成する場合、JV協定書を共同企業体構成員間で取り交わし組成する時期は、入札参加資格審査申請時まででしょうか。あるいは、特に時期の定めはなく、応募者グループ内で自主的に組成しておき、落札後、建設工事請負契約の締結に支障がない時期までという理解でよろしいでしょうか。またJV協定書の指定様式等があればご教示願います。	複数企業とはJV組成を含みます。また、協定書の取交し時期に定めはありませんが、仮契約までに組成することとします。なお、JV協定書の様式は、後日示します。		
7	入札説明書	23	第4章	4.	(2)	2)	⑦	⑥	本件施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	建築物等の建設業務を実施する者は、(中略)一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。との記載がございますが、企業に対し求められている要件であり、配置予定技術者の要件には適用されない、との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	24	第4章	4.	(2)	2)	⑧	⑦	本件施設の運営・維持管理を行う者の要件	②にて「該当する実績がPFI又はDBO事業であり、当該事業に係る特別目的会社が元請の場合には、当該事業に係る特別目的会社へ50%以上出資した者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務(運転管理業務又は維持管理業務)を担っている者とする。」とありますが、主たる業務として運転管理業務を行う者が特別目的会社へ50%以上出資していない場合の実績については、要件を満たさないとということでしょうか。その場合、特別目的会社にて運営業務を行っている実績において、運転管理業務を行う者が50%以上出資しないケースも多いため、要件緩和のご検討願います。	「50%以上出資した者」については、当該事業に係る特別目的会社において、当該事業の運営業務の主たる業務である、運転管理業務や維持管理業務を担っている者のうち、最大の出資割合である者も可とします。
9	入札説明書	24	第4章	4.	(2)	2)	⑧	⑦	本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	③の現場総括責任者の経験の対象となる施設については、1炉当たりの65t/日以上かつ構成が2系列以上の施設(1年以上の稼働及び1系列当たり90日以上連続運転実績を有する施設)であり、②に記載の「平成12年4月1日以降に契約かつ竣工した施設」は該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	平成12年4月1日以降に契約かつ竣工した施設に限ります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答		
10	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(イ)	残さの運搬を行う者の要件	令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No33の回答に「少なくとも1社は、参加資格要件を満たすことができる書類の提出を求めます。なお、2社以上については、同要件を満たす参加可能な企業のリスト及びその企業の参加する旨の誓約書でも可とします。また、企業のリストは、全件リストである必要はありません。」と示されています。入札参加資格審査申請時に提出する様式集(様式第2-2号)応募者の構成「4. 残さの運搬を行う者の要件」欄に記載する会社は1社のみでも問題なく、また、2社以上については、(様式第2-3号)「地元企業の配置にかかる誓約書」「参加予定の地元企業」に準じて、誓約書及びリストを提出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
11	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(イ)	残さの運搬を行う者の要件	令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No37の回答に「入札参加資格申請時に車両を保有していない場合は、購入予定の車両の概要が分かる書類」と示されていますが、運搬量が未確定のため、購入予定の車両を今後検討していく場合は、運営開始時までに車両を準備することの誓約書としてもよろしいでしょうか。	購入予定の車両の概要が分かる書類を提出してください。	
12	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(イ)	残さの運搬を行う者の要件	「運営開始時に残さ運搬業務を実施するための必要な許認可を取得していること。」とありますが、当該許認可は一般廃棄物収集運搬業許可、もしくは運送業許可のいずれかを取得していれば要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	必要となる許認可については、事業者において搬出先となる自治体に確認して下さい。	
13	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(イ)	残さの運搬を行う者の要件	令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No38の回答に「当該許認可は運送業許可を指すもの」と示されていますが、運営開始時にすでに運送業許可を申請することの誓約書としてもよろしいでしょうか。また、自治体からの一般廃棄物収集運搬業許可でもよろしいでしょうか。	前段については不可とします。また、後段についてはNo12の回答をご参照ください。	
14	入札説明書	25	第4章	4.	(2)	2)	(ウ)	残さの資源化等を行う者の要件	令和4年2月28日「実施方針等に係る質問書・意見書に関する回答書」No39の回答に「少なくとも1社は、参加資格要件を満たすことができる書類の提出を求めます。なお、2社以上については、同要件を満たす参加可能な企業のリスト及びその企業の参加する旨の誓約書でも可とします。また、企業のリストは、全件リストである必要はありません。」と示されています。入札参加資格審査申請時に提出する様式集(様式第2-2号)応募者の構成「5. 残さの資源化等を行う者の要件」欄に記載する会社は1社のみでも問題なく、また、2社以上については、(様式第2-3号)「地元企業の配置にかかる誓約書」「参加予定の地元企業」に準じて、誓約書及びリストを提出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	入札説明書 添付資料	4	添付資料 4					20	経済リスク 物価変動	一定範囲を超える物価変動による事業者の費用の増減に関するリスクについては、組合様「○：主負担」とありますが、令和4年9月の入札書提出後、令和5年3月の本契約締結までに一定範囲を超える物価変動があった場合においても、ご協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。昨今の社会情勢の不安定により、数か月間で著しい物価変動の懸念がある事から、ご検討をお願いします。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。
16	入札説明書 添付資料	4	添付資料 4					25	不可抗力リスク	リスク分担にて事業者「△：従負担」とありますが、どの様な場合を想定されているかご教示願います。	運営業務委託契約書(案)第55条に示す費用負担等を想定しています。
17	入札説明書 添付資料	4	添付資料 4					32	用地の瑕疵リスク	「事業用地の土壌汚染、埋設物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等」は組合様のリスク分担となっておりますが、具体的には土対法に伴う土壌汚染調査及び対策工事、また、予見できない(ご提供資料に無い)地下埋設物処理についての費用については組合様のご負担と考えてよろしいでしょうか。また工期についても協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書 添付資料	4	添付資料 4					33	地盤・地質リスク	「当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合」は組合様のリスク分担となっておりますが、費用負担についてもご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
19	入札説明書 添付資料	7	添付 資料 5	3.	(1)		算定方法 (本件施設)	変動費Cの算定方法に「年間変動費を計画処理量で除すことにより」とありますが、「計画処理量」は「残さ発生量」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 誤記のため入札説明書を訂正します。	
20	入札説明書 添付資料	7	添付 資料 5	3.	(1)		変動費C	「変動費Cの毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を計画処理量で除すことにより提案すること」とありますが、「変動費Cの毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を計画残さ発生量で除すことにより提案すること」と理解してよろしいでしょうか。	No19の回答をご参照ください。	
21	入札説明書 添付資料	7	添付 資料 5	3.	(1)		変動費C	残さ資源化等業務に関して、引受対象市町で負担金を設定していた場合、排出自治体から直接の支払いとなります。この負担金は入札金額に含めないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
22	入札説明書 添付資料	15	添付 資料 6	2.	(2)	2)	1) ②	関連施設	「関連施設での運営停止において減額する金額は、1日当りの固定費D」と記載がありますが、固定費Fの誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。 誤記のため入札説明書を訂正します。
23	入札説明書 添付資料	15	添付 資料 6	2.	(2)	2)	1) ②	関連施設	「固定費D」とありますが「固定費F」と読み替えてよろしいでしょうか。	No22の回答をご参照ください。
24	入札説明書 添付資料	16	添付 資料 6	2.	(3)	2)	1) ③	財務モニタリング	「運営事業者は、毎事業年度、財務書類を作成し」とありますが、建設期間中は業務運営を行っていないため事業年度に含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書 添付資料	22	添付 資料 7	2.	(2)			公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済	「共済基金分担金は運営事業者が負担」とありますが、事業者にて費用を算出するのは困難です。入札時の公平を期すため、予定されている費用をご教示ください。	「共済基金分担金は運営事業者が負担」は誤記であり、「共済基金分担金は組合の負担」に変更しますので、添付資料7事業者が付保する保険から「(2)公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済」を削除します。
26	入札説明書 添付資料	23	添付 資料 8	1.	(1)			図1 表紙・背表紙の例	図1は、必要な文字要素を指定した例示であり、指定文字要素の(地色も含めた)色使い及び配置は自由と考えて差し支えありませんでしょうか。指定の文字要素以外の文字及び図を記載することは差し支えありませんでしょうか(例:本件事業の応募者の決意や完成パース等)。裏表紙の記載事項は自由と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書 添付資料	24	添付 資料 8	1.	(2)			提出書類	代表企業の割り印について、関係市町様の入札参加資格で受任者を設定している場合は、その受任者の登録した使用印鑑を用いるものと理解してよろしいでしょうか。また①基礎審査に関する提出書類、②非価格要素に関する提出書類、③事業計画に関する提出書類は、別々に袋綴じ(正本)および簡易ファイル綴じ(副本)を行うと理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
28	要求水準書 設計・建設業務編	4	第1 章	第1 節	7	4)		敷地出入口の側溝	「敷地出入口の側溝については、車両通行が可能な仕様となっていないことから、事業者において付け替えること。」とありますが、敷地出入口以外の側溝で現状破損しているものが見受けられます。取り替えが必要でしょうか。必要な場合、取り替えする部分をご提示願います。	現状破損しているものについては、取り替えの必要はありませんが、工事期間中での事業者による破損があった場合は、事業者の責任において取り替えしてください。
29	要求水準書 設計・建設業務編	4	第1 章	第1 節	7			立地条件	電気及び電話の取り合い位置についてご教示下さい。(実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答以後の計画はありますでしょうか。)	電気及び電話の取合点は、建設期間中の協議となります。(実施方針以降の回答内容に変更はありません。)
30	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1 章	第2 節	1	1)		公称能力	汚泥受入設備を計画する都合上、脱水汚泥の1回あたりの搬入量(※t/台)の実績をご教示願います。	5.5t/台で計画してください。
31	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1 章	第2 節	5	1)		搬入車両	車両動線及びプラットフォーム・投入扉の計画のため、搬入車の車両サイズ、最小回転半径等の車両諸元、または車両メーカ及び型式等がわかる資料をご教示願います。	関係市町における塵芥車の一覧を添付します。また、し尿汚泥については、6.5tのアームロール車になりますので、車両写真を添付します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
32	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	5	1)	搬入車両	搬入車両の種類はP.7の表の通り、台数実績は添付資料-4によるとのことですが、対照は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ・委託収集車両（家庭系）：収集車両 可燃ごみ（家庭系） ・許可車両（事業系）：収集車両 可燃ごみ（事業系） ・自己搬入車両（家庭系）：持ち込み車両 一廃 ・自己搬入車両（事業系）：持ち込み車両 産廃	自己搬入車両（事業系）は、事業系一般廃棄物です。その他はご理解のとおりです。
33	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	5	1) 2)	搬出入車両	最大の搬入、搬出、メンテナンス車両において想定しておられる下記の車両諸元をご教示下さい。 1)全長、全高、全幅、最小回転半径、ホイールベース 2)フルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法(パッカー車のみ) 3)ダンプ時の最大高さ	搬入車両はNo31の回答をご参照ください。羽島市一般廃棄物最終処分場への搬出車両は、毎年度入札により選定する運搬事業者によることから、一般的な10トンダンプ車で計画してください。なお、その他の搬出車両及びメンテナンス車両は運営維持管理業務の提案によります。
34	要求水準書 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	10	1) (2)	硫酸化物濃度	K値0.12かつ20ppm以下とありますが、記載内容についてご確認をお願いします。	要求水準書のとおりとします。
35	要求水準書 設計・建設業務編	12	第1章	第2節	11	1)	処理生成物基準	焼却灰（主灰）のこれまで測定された重金属類溶出の処理前データがあればご教示願います。	データはありません。
36	要求水準書 設計・建設業務編	13	第1章	第1節	12	5) (3)	河川放流量	「屋根雨水は積極的に利用し、その他場内雨水は放流可能な水質を確保したうえで、河川放流すること」とありますが、河川放流量の規制値をご教示願います。	河川放流量規制値は、特にありません。
37	要求水準書 設計・建設業務編	16	第1章	第3節	3	3)	実施設計等の進め方	「組合が求めるすべての実施設計図書、施工承諾申請図書を提出し、組合の承諾を受けてから施工するものとする。」とありますが、性能発注のごみ処理施設建設においては、設計協議と並行して承諾を受けた範囲から機器の製作、施工に取り掛かるのが一般的となっています。「当該機器の承諾を受けてから施工するものとする」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書 設計・建設業務編	18	第1章	第4節	1	2)	使用材料規格	海外調達材料の場合、その国の基準適合確認をし、かつ製造者がその基準値で設計する場合には国内の諸基準に適合しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
39	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第6節	2	2)	焼却灰の基準	サンプリング箇所および測定場所について「処理飛灰搬出装置の出口付近」との記載がありますが、「灰搬出装置の出口付近」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 誤記のため、要求水準書を訂正します。
40	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第6節	2	2)	焼却灰の基準	焼却灰（主灰）の熱しゃく減量測定に際し、測定方法は平成2年衛環第22号別紙2に従いますが、サンプリング場所は主灰シュートとしてよろしいでしょうか。	サンプリング場所は、水封後又は散水後の焼却灰とします。
41	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第6節	2	2)	引渡試験方法	非常用発電機の引渡性能試験方法は、備考欄の「使用前安全管理審査の可否をもって性能試験に代えるものとする」に該当する消防検査の合格をもって性能試験に代えるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第6節	2	2) 20	その他	引渡性能試験方法の試験項目に「炉室、電気関係諸室等の室温測定等組合が必要と認めるもの」とありますが、組合様にて想定されている各室温があればご教示ください。	炉室の換気は、機器からの放射熱量から必要換気量を算定し、これに必要な給排気口を設けるほか、炉室の温度は原則として外気温+10℃以下に抑えてください。また、電気室は、35℃以下とします。
43	要求水準書 設計・建設業務編	36- 38 189	第1章 第3章	第12節 第2節	1 1	1) (13)	関係法令等の遵守 法規・基準・規則	P36～38の関係法令等例示に記載されている基規準、指針およびP189に記載されている規定、仕様書は必須、記載されていない基規準、指針、規定、仕様書の準拠は任意と考えて良いでしょうか？	記載されていない場合でも必要とされる基準等は関係法令等を準拠してください。
44	要求水準書 設計・建設業務編	39	第1章	第11節	3	2) (6)	施工	「建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者又は監理技術者を配置すること」とありますが、各工事とは何を示すのかご教示願います。	応募する構成員等において、分担されたそれぞれの工事を示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
45	要求水準書 設計・建設業務編	45	第2章	第1節	6	1)	地震対策	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）とありますが、最新の令和3年版に準拠と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 「平成25年版」は「令和3年版」の誤記ですので、要求水準書を訂正します。
46	要求水準書 設計・建設業務編	46	第2章	第1節	7	6)	浸水対策	工場棟について、浸水水位まではRC造とすることとありますが、(1) 水圧を受ける外壁のみRC造とし、主架構はS造とする案、(2) 水圧を受ける外周架構のみRC造とし、水圧を受けない内部架構はS造とする案は、浸水水位まではRC造として認めて頂けますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
47	要求水準書 設計・建設業務編	50	第2章	第2節	3	2)	投入扉	ダンピングボックス用含むとありますが、ダンピングボックス用投入扉は、投入扉とは別の方式（例：電動シャッター式）で事業者提案としてもよろしいでしょうか。	「第2章 第2節 3 投入扉」に記載の仕様を満足した場合において、提案を可とします。
48	要求水準書 設計・建設業務編	51	第2章	第2節	4		ダンピングボックス	「受入ホッパに適時供給する機能を有するほか」という記載がありますが、ごみピット方式を採用する場合、この受入ホッパは不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「受入ホッパ」は「ごみピット」の誤記ですので、要求水準書を訂正します。
49	要求水準書 設計・建設業務編	52	第2章	第2節	5	5)	ごみピット	2段ピット方式のご提案をさせて頂いてもよろしいでしょうか。 また、2段ピット方式の採用を認めて頂ける場合、ピットの奥行きは受入側ピット及び貯留・攪拌側ピットの合計がクレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上とすると理解してよろしいでしょうか。	二段ピット方式を可とします。要求水準書を修正し次の仕様を満たす場合とします。 ・二段ピットを採用する場合は各ピットの奥行きは、受入ごみピットでクレーンバケットの開き寸法に対して1.5倍以上、貯留・攪拌側ピットで2.5倍以上とする。 ・その時の容量は、受入ごみピットの容量算定は投入扉下面以下（容量とし、貯留・攪拌側ピットの容量算定は仕切り壁上端までの容量とし、クレーン操作卓から両ピットが見渡せる構造とする。
50	要求水準書 設計・建設業務編	52	第2章	第2節	5		ごみピット	2段ピット方式での提案もお認めいただけますでしょうか。	No49の回答をご参照ください。
51	要求水準書 設計・建設業務編	55	第2章	第2節	8	4) (3)	脱臭装置	「連続運転時間を全炉休止及び1炉休止期間以上可能とする」との記載がありますが、当該期間は、将来のごみ減量まで考慮した運転計画で設定する必要があるのでしょうか。 また、機器容量は「ごみピット室の換気回数2回/h以上」として、1炉休止期間時の運転風量は事業者提案の範囲でよろしいでしょうか。	前段については計画ごみ処理量で設定してください。 後段については1炉休止時の運転風量は、ごみピットの臭気が漏れ出ないことを前提として提案を可とします。
52	要求水準書 設計・建設業務編	59	第2章	第3節	2-2	3) (1)	能力	時間当たりの能力は、〔2.73〕kg/h以上ではなく、〔2.70〕t/h以上ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 誤記のため、「〔2,708〕kg/h以上」に要求水準書を訂正します。
53	要求水準書 設計・建設業務編	62	第2章	第3節	3-1	5 7)	焼却炉特記	ごみ供給火格子下の梁や構造物について、事業者の実績上ごみ汚水などによる腐食の懸念が無い場合には、実績に基づく材質を採用してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
54	要求水準書 設計・建設業務編	97	第2章	第7節	2	1)	スートブロワ形式	スートブロワの形式は、圧力波式も事業者で選択可能との認識でよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
55	要求水準書 設計・建設業務編	97	第2章	第8節	2	1)	スートブロワ形式	「[電動型蒸気噴射式]（ダスト払落し方法として槌打式を計画してもよい）」とありますが、蒸気式、槌打式以外のダスト払落し方式を採用してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
56	要求水準書 設計・建設業務編	121	第2章	第11節	4		磁選機	磁選機は「必要に応じて設置する」と記載されていますが、羽島市の最終処分場側からの設置要望ではなく、事業者の提案に委ねるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
57	要求水準書 設計・建設業務編	143	第2章	第14節	2		用水水質 「近隣における地下水の水質試験結果(深さ130m)を参考として次に示す。要求水準書添付資料-5「井水 水質検査結果」を参照のこと。」とあり、また、実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書 No.102では「添付資料は参考データとし、必要な調査は事業者で実施してください。そのため3)については事業者責任となります。」とありますが、 1) 入札前に本事業地内で水質調査をさせていただくことは可能でしょうか。 2) 1) が不可の場合、本事業地内での水質検査は受注後となります。受注後の水質検査結果が要求水準書添付資料-5と異なり、追加設備が必要となった場合、その対応費用についてはご協議いただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	水質調査は不可としますので、要求水準書の添付資料-5の水質結果及び経験値に基づいて想定できる範囲で提案してください。なお、2) については、受注後の水質結果が大きく乖離した場合には別途協議とします。	
58	要求水準書 設計・建設業務編	144	第2章	第14節	3		水槽類仕様 「上水が断水しても7日分以上の運転継続ができる容量とすること。」との記載がありますが、井水は断水しない前提でよろしいでしょうか。	上水・井水の断水に関係なく7日分以上の運転継続ができる容量としてください。	
59	要求水準書 設計・建設業務編	149	第2章	第15節	2		下水道 「生活排水は地域貢献施設からの排水も含め、下水道放流とする」とありますが、下水本管の管径、管高さをご教示願います。	お問い合わせの内容については、羽島市ホームページで確認してください。 (羽島市-上下水道部-工務課-羽島市地理情報システム(下水道マップ))	
60	要求水準書 設計・建設業務編	154	第2章	第15節	5		初期雨水 「敷地内に降った雨は、貯留した後に処理を行い、施設内での利用や植栽への散水を行うなど積極的に活用するものとする。使用水量以上の雨水は、未処理での放流を可とするが、初期降雨(10mm)相当分は処理を行ったのち放流するものとする」「初期雨水の処理対象範囲は、工場棟及び工場棟周辺の舗装部分とする」とありますが、 1) 初期雨水処理の目的をご教示ください。 2) 雨水の放流に関する水質基準がないため、処理水質は事業者にて想定してよろしいでしょうか。	1) 敷地内の汚れが流出しないようにすることを目的としています。 2) 初期雨水は排水処理設備で処理したのち、再利用先に合わせて適正に処理して下さい。	
61	要求水準書 設計・建設業務編	159	第2章	第16節	2	2-5	高圧進相コンデンサ 力率改善・高調波抑制効果・経済性等検討した上で、低圧のコンデンサを提案してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。	
62	要求水準書 設計・建設業務編	159	第2章	第16節	3	—	電力監視設備 電力監視設備とありますが、中央制御室に設置するオペレータコンソールで、一括集中監視できるため兼用することで提案してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。	
63	要求水準書 設計・建設業務編	159	第2章	第16節	3		電力監視設備 本設備は、機能を計装設備DCSに組み込んだものとしてもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。	
64	要求水準書 設計・建設業務編	160	第2章	第16節	4	2)	低圧配電設備 今回非常用発電機にて1炉立上げを行うことから、所内配電系統は常用、非常用を区分する必要が無い場合、非常用電源盤を設けないこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
65	要求水準書 設計・建設業務編	164	第2章	第16節	7	7-1 2)	原動機 数量 数量が1基と記載されているが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよいでしょうか。	提案の範囲とします。	
66	要求水準書 設計・建設業務編	165	第2章	第16節	7	7-2 2)	発電機 数量 数量が1基と記載されているが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよいでしょうか。	提案の範囲とします。	
67	要求水準書 設計・建設業務編	173	第2章	第17節	5	5-1	中央監視盤 中央監視盤とありますが、オペレータコンソールの画面を、ITVモニターで表示することで提案してもよろしいでしょうか。その場合は見学者を考慮してモニターサイズを検討します。	提案の範囲とします。	

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
68	要求水準書 設計・建設業務編	178	第2章	第18節	4	4)	(6)	洗濯装置	【退出路の適切な位置に設け・・・】という記載がありますが、【添付資料-3 敷地内配置計画図(案)】上では、退出路に配置されていないように思われます。設置場所については、スムーズな動線を確立することを前提に、事業者提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。ただし、プラットホーム内などの工場棟内は不可とし、建屋外に設置してください。
69	要求水準書 設計・建設業務編	186	第3章	第1節	1	5)	(5)	災害対策	「液化が発生した場合に複合施設が影響を受けないよう対策を講じること。なお、本事業の継続に必要な不可欠と想定する道路への対策は計画とすること。」とありますが、道路への対策はあくまでも敷地内構内道路への対策であり、敷地外の対策は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 設計・建設業務編	186	第3章	第1節	1	5)	(5)	災害対策	本事業の継続に必要な不可欠と想定する道路への対策は計画することとありますが、道路とは、本敷地内に設置する道路を示されているのでしょうか。	No69の回答をご参照ください。
71	要求水準書 設計・建設業務編	188	第3章	第1節	2	1)	(7)	施設配置計画 一般事項	【工場棟、管理棟、計量棟及び地域貢献施設等の各建築物の配置は、東側の多目的広場や駐車場用地を広く確保することを目的に組合が提示する配置図の例を基本とすること。(要求水準書添付資料-3 敷地内配置計画図(案)参照)】という記述がありますが、より良い提案ができる場合は、敷地内配置計画図の変更についてご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。また、変更不可能な箇所がありましたら合わせてご教示下さい。	環境影響評価書に関連する煙突位置、車両搬入出口、建屋(工場棟・管理棟)と多目的広場を入れ替える等、大幅な変更は不可としますが、計量棟や駐車場等の配置については、提案の範囲とします。
72	要求水準書 設計・建設業務編	188	第3章	第1節	2	2)	(2)	施設配置計画 車両動線計画	「工場棟関係車両と管理棟及び地域貢献施設関係車両の動線は分離すること。」という記載がありますが、工場棟関係車両は北側出入口から、管理棟及び地域貢献施設関係車両は南側出入口から入退出することが基本と理解してよろしいでしょうか。また、各車両の内訳については以下の通りと理解してよろしいでしょうか。 1)工場棟関係車両 要求水準書P.7に記載のある搬出入車両、普通車(運営事業者用、工場棟来客用) 2)管理棟・地域貢献施設関係車両 普通車(組合職員用・公用車用、来客用、障がい者用、大型バス)	ご理解のとおりです。
73	要求水準書 設計・建設業務編	190	第3章	第2節	1	2)	(1) ①	斜路	「入口付近(曲がり部)には被覆を設けること。」という記載がありますが、被覆をランプウェイに設けた場合、ランプウェイが建築物に該当すると考えられます。その場合、河川保全区域線から河川側にランプウェイを設置することに対して、河川法上の問題は無い、または組合様にて県土木事務所へご確認頂けると理解してよろしいでしょうか。	河川管理者には、杭基礎は2Hラインを侵して設置することは可能であるが、壁体など連続している構造物の設置は、原則、不可であることは確認しています。ただし、詳細は、実施設計時における河川管理者との協議結果によります。 ※2Hライン：堤脚から五十パーセントの勾配
74	要求水準書 設計・建設業務編	193	第3章	第2節	1	2)	(10)	運転員関係諸室	炉前準備室の仕様として、「組合職員も利用することを考慮した面積とすること」とありますが、何名のご利用をお考えでしょうか。	現段階では決まっていますが、組合職員で3名程度を想定しています。
75	要求水準書 設計・建設業務編	194	第3章	第2節	1	3)		管理棟平面計画	「(1)組合職員用エリア」、「(2)見学者用エリア」に記載ある備品について、 1) 備品は本工事範囲と考えるとよろしいでしょうか。 2) 備品の数量及び仕様は事業者にて想定してよろしいでしょうか。	1) ご理解のとおりです。 2) 数量の指定がないものは事業者の提案としますが、組合との実施設計協議を必要とします。
76	要求水準書 設計・建設業務編	194	第3章	第2節	1	3)		管理棟平面計画	設置階について指定が御座いますが提案として指定階を変更することは可能でしょうか。	[ ] 書きの箇所は提案の範囲とします。
77	要求水準書 設計・建設業務編	195	第3章	第1節	1	3)		組合事務室 受付カウンター	組合事務室の仕様として「受付カウンターと事務室は別室として設置すること」とありますが、見学者動線上最適な配置とできる場合、組合事務室と受付カウンターは別の階に設置してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
78	要求水準書 設計・建設業務編	197 199	第3章	第2節	1	3) 4)	(2)	エレベータ 管理棟内の見学者エリア用及び地域貢献施設用エレベータの仕様として「屋上階まで行ける仕様とする」とありますが、 1) 屋上階へ階段でいけるようにすることで、屋上階まで行ける仕様に替えることができるかと考えてよろしいでしょうか。 2) 1) が不可の場合、2基あるエレベータの内1基を屋上階まで行ける仕様とすることでよろしいでしょうか。	1) 不可とします。 2) 提案を可としますが、施設の見学者及び地域貢献施設の利用者に対して安全性・機能性を確保した提案として下さい。
79	要求水準書 設計・建設業務編	197	第3章	第2節	1	3)	(2)	見学者用エリア エレベーターについて「屋上階まで行ける仕様とする」とありますが、最上部屋根面までとの認識で宜しいでしょうか。	No78の回答をご参照ください。
80	要求水準書 設計・建設業務編	198	第3章	第2節	1	3)	(3) ④	見学者窓 「見学者窓に使用するガラスは遮熱・断熱ガラスとする」とありますが、見学者説明室・見学廊下を含む見学者動線上の外部に面する窓に適用すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、見学者窓とは、ごみ処理施設を見学するための窓を示します。
81	要求水準書 設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(5) ①	造成工事 実施方針等に係る質疑書意見書に対する回答書No.126に「雨水調整池は建設用地の南にある調整池で事業者が不足すると判断した場合に設置されるものとしています。」とあります。南にある調整池の容量計算書、計画図面等をご提示ください。	雨水調整池は、平方第二土地区画整理事業で整備されたため、その計画図面等は、当該区画整理事業の事務局が保管しています。当該区域整理事業の事務局からは、ホームページでの公表は控えて欲しいとのことで、入札参加資格審査書類を提出した応募者へ配付します。
82	要求水準書 設計・建設業務編	211	第3章	第3節	3	7)		多目的広場 照明設備設置にあたり、維持管理費及び用役（電気料金）を算出するために想定される多目的広場の夜間使用頻度をご教示願います。	現在のし尿処理施設に併設されているグラウンドの夜間使用状況を参考に検討して下さい。 (期日) 土日、祝日を除く1月4日から12月28日まで (時間) ・4月～9月 週5回 18:00～21:00 ・10月～3月 週5回 17:00～21:00
83	要求水準書 設計・建設業務編	213	第3章	第4節	1	1)		空気調和設備工事 外気温湿度条件はP38記載の建築設備設計基準等に準じた下記条件による計画でよろしいでしょうか。 冷房の場合：外気温度36.8℃（日最高）、相対湿度62.9% 暖房の場合：外気温度0.3℃、相対湿度62.7%	ご理解のとおり、建築設備設計基準等に準じた条件としてください。
84	要求水準書 設計・建設業務編	214	第3章	第4節	3	3)		消火設備工事 液体燃料を選択する場合、危険物の規制に関する取扱所となる可能性がありますので、施設の消火設備について、所轄消防本部殿への事前確認は可能でしょうか。	事前協議については、施設の詳細が明確でないため、実施設計時に所轄消防本部と協議になります。
85	要求水準書 設計・建設業務編	214	第3章	第4節	4	1)		工場棟見学者用エレベータ 工場内見学箇所が同一階の場合は、P.193に記載のある通り運営事業者用とは別に設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりとします。ただし、工場内見学ルートが複数階にまたがる場合、運営事業者用エレベータとは別に見学者用エレベータを設置する必要があります。
86	要求水準書 設計・建設業務編	-	添付資料-6					計画平面図 要求水準書添付資料-6「計画平面図」のCADデータをご提示願います。	入札参加資格審査書類を提出した応募者へ配付します。
87	要求水準書 設計・建設業務編	-	添付資料-6、8					計画平面図 建設場所北西側堤防坂路の計画平面図（参考） 添付資料-6「計画平面図」及び添付資料-8「建設場所北西側堤防坂路の計画平面図（参考）」のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札参加資格審査書類を提出した応募者へ配付します。
88	要求水準書 設計・建設業務編	-	添付資料-8					建設場所北西側堤防坂路の計画平面図（参考） 要求水準書添付資料-8「建設場所北西側堤防坂路の計画平面図（参考）」について 1) 計画平面図のCADデータをご提示願います。 2) 道路勾配が分かる資料をご提示願います。	入札参加資格審査書類を提出した応募者へ配付します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
89	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	14	1)	電気	電気事業者との受給契約は組合の名義で行うものとし、売電収入の帰属先は組合とするとありますが、電気事業者との受給契約は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	電気事業者との受給契約の手続きは組合で行いますが、必要な資料作成等については事業者の役割とします。
90	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	12		感染症への対策	事業継続計画書を作成する上で、貴組合での事業継続計画書の閲覧が可能かどうかをご教示願います。	ごみ処理施設としての事業継続計画はありません。
91	要求水準書 運営・維持管理業務編	12	第1章	第4節	5	7)	本業務期間終了時の引き渡し条件	「本施設においては最低3カ月間、関連施設においては1カ月間の運転教育を行うこと。」とありますが、本業務の事業終了時（令和29年3月31日）の少なくとも3カ月前に次期運転事業者が決定されており、引継ぎの運転員が派遣されるとの認識でよろしいでしょうか（本事業終了以降の運転教育の対応ではないとの認識でよろしいでしょうか）。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書 運営・維持管理業務編	12	第1章	第4節	5	7)	本業務期間終了時の引き渡し条件	「本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータおよびノウハウ等については原則としてすべて開示すること。」とありますが、民間事業者の特許等に関連する部分などに関してはご協議いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	1		料金徴収業務	運営事業者の業務範囲には、一般持ち込み者等からのごみ搬入も含め「ごみ処理手数料の徴収は無い」または「ごみ処理手数料の徴収業務は組合様にてご対応される」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	1	1) 3)	受付・計量業務	1) (3)項の関連施設の受付業務には、料金徴収業務が明記されていますが、3) (1)項の本施設の計量棟受付業務には、料金徴収の明記がありません。本施設の計量受付の料金徴収は事業者範囲外との認識でよろしいでしょうか。	No93の回答をご参照ください。
95	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	1	3) (1)	関連施設	関連施設で徴収した料金(地域貢献施設の徴収料金含む)は、施設の利用時間帯を考慮し翌日に組合殿へ納付し、納付日が休日の場合は、休日明けの営業日に組合殿へ納付する計画でよろしいでしょうか。	納付時期については実施設計時に協議するものとします。
96	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第2節	4		地域貢献施設の料金徴収	料金徴収については券売機による方法としてもよろしいでしょうか。	関係市町の住民か確認する必要があるため、券売機の提案は不可とします。
97	要求水準書 運営・維持管理業務編	18	第3章	第4節	3)		小動物の処理	小動物の想定量、及び処理方法（切断要否・ごみピットへの投入等）をご教示願います。	関係市町が管理する道路上のカラスやハトなどの死骸を道路管理者などが収容した場合の処理を想定しています。なお、処理に当たっては、見学者に配慮して下さい。
98	要求水準書 運営・維持管理業務編	22	第3章	第9節	4	4)	埋立処分	「羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分可能な焼却残さ等は、主灰を基本とし、」とありますが、埋立処分量に占める飛灰の割合は、本件施設からの発生比率を上限とし事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書 運営・維持管理業務編	22	第3章	第9節	4	4)	羽島市一般廃棄物最終処分場	羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分する焼却残さ【年間960t（月80t）】について、主灰・飛灰処理物の比率は発生割合に準じると理解してよろしいでしょうか。	No98の回答をご参照ください。
100	要求水準書 運営・維持管理業務編	29	第4章	第6節			精密機能検査	「運営事業者は、複合施設について3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、組合へ報告すること」とありますが、本件施設を対象として、関連施設は対象外との認識でよろしいでしょうか。	対象は複合施設ですので、関連施設も本業務の対象です。
101	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第5章	第2節			測定項目	下水道への放流は生活排水のみとなりますが、排除基準が適用されますでしょうか。	適用されます。
102	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第5章	第2節	表5.1		業務期間中の測定項目	環境測定項目のうち、「悪臭」について、「気体排出口」（煙突）がありませんが、測定対象ではないとの認識でよろしいでしょうか。	悪臭区分の計測地点に「煙突」を追加します。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答
103	要求水準書 運営・維持管理業務編	38	第7章	第2節	2)	植栽管理	多目的広場及びその周辺の草刈りは、組合殿から発注される地元業者が行うものと考えますが、「剪定除く」とあります。剪定業務は事業者範囲に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書 運営・維持管理業務編	38	第7章	第2節	3)	植栽管理	「地元への業務発注スケジュールでは対応できない程に繁茂した場合には、適宜、運営事業者において草刈り等行うこと。」とありますが、草刈り時期等年間スケジュールについては、組合殿と地元業者を含め協議させて頂くことを前提とした対応をお願いします。	ご理解のとおりです。 今後検討します。
105	要求水準書 運営・維持管理業務編	39	第7章	第5節	3)	周辺住民対応	貴組合が住民等と結ぶ協定等とありますが、要求水準書に未反映な内容で既に結ばれたものがあれば、ご教示願います。	協議した結果の一部については、既に要求水準書に反映済みですが、今後新たに協定等を締結した場合は、速やかに提示します。
106	要求水準書 運営・維持管理業務編	43	第8章	第15節	1)	財務諸表	運営事業者は、年に2回、財務諸表を組合へ提出することとありますが、特別目的会社の決算時期に合わせて年に1回への変更を希望します。	認めます。「年1回以上」とし、要求水準書を訂正します。
107	落札者決定基準書	4	表1	1	(1)	施工実績	施工実績数は企業グループに属する各社の実績の合計数で評価されるという認識で宜しいでしょうか。	代表企業の実績数とします。
108	落札者決定基準書	6	表3	3.	(3) ② 1)	地域経済の活性化 建設工事関係	当項目の評価式「配点×当該下請け率/最も高い下請け率(小数第3位を四捨五入)」及び「様式集(Excel編)第7-9号参考 下請率の考え方」を見るに下請率を評価する内容となっておりますが、元請については評価の対象外という事でしょうか。 建設工事においては地元企業と特定建設工事共同企業体(JV)を組成する可能性があり、元請としてJV全体が対象外となると、本義の地元経済の活性化の意味合いからすれば正しい評価を得られない事となりますので、元請を含む評価方法への見直し検討をお願いします。	前段はご理解のとおりです。なお、元請けとなる地元企業については、落札者決定基準書6頁表3.3.(3).①において、評価基準の対象としています。
109	落札者決定基準書	6	表3	3	(3) ② 1)	地域経済の活性化 建設工事関係	地域貢献の地元経済の活性化では下請けへの発注金額が評価されることとなっておりますが、地元企業が元請として参画しても元請の金額は評価されない内容となっております。 この内容では地元企業の元請けでの積極的な参加を阻害し、下請けに回ることを促すものと思われます。地元企業が元請としての参画する場合も、地元貢献率として評価の対象としていただけないでしょうか。	No108の回答をご参照ください。
110	落札者決定基準書	6	表3	3.	(3) ② 2)	地域経済の活性化 運営管理業務関係	当項目の評価式「配点×当該下請け率/最も高い下請け率(小数第3位を四捨五入)」及び「様式集(Excel編)第7-9号参考 下請率の考え方」を見るに下請率を評価する内容となっておりますが、元請については評価の対象外という事でしょうか。 運営維持管理業務においては地元企業が構成員となる可能性があり、元請として構成員全体が対象外となると、本義の地元経済の活性化の意味合いからすれば正しい評価を得られない事となりますので、元請を含む評価方法への見直し検討をお願いします。	No108の回答をご参照ください。
111	基本契約書(案)	3	第11条			運営事業者の支援等	本条及び別紙3にて代表企業が負う保証責任について、一定の上限を設定頂けないでしょうか。	基本契約書(案)のとおりとします。
112	建設工事請負契約書(案)	13	第3章	第34条	第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更	「賃金水準又は物価水準の変動により設計・建設費が不相当となったと認めたと」とありますが、不相当となったと認められる基準について具体的な基準の考え方があればご教示願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
113	建設工事請負契約書(案)	17	第5章	第1節	第42条	設計業務の実施	「全ての責任を負う」とありますが、こちらは第62条の内容を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
114	建設工事請負契約書(案)	18	第5章	第1節	第43条	第6項	(1)	契約設計及び実施設計の手順	第6項第1号の場合において、その必要のある場合、第44条と同様に設計・建設業務実施期間もしくは設計・建設費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、組合では、質問のような期間や設計・建設費の変更、損害を及ぼすような指示は予定していません。
115	建設工事請負契約書(案)	20	第5章	第2節	第49条			現場代理人の配置	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に施工する土木・建築工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任するという工事進捗に合わせた配置でよろしいでしょうか。	ご提示の常駐期間の考え方を認めます。 なお、現場代理人の選任届については契約締結までに提出してください。
116	建設工事請負契約書(案)	22	第5章	第2節	第52条			工事場所	「建設業務は、事業実施区域内で」と記載がありますが、一方、要求水準書 設計・建設業務編 P39 3.2) (2) では敷地外での建設業務について記載されています。資材置場、仮設事務所、駐車場を敷地外利用について制限はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、敷地外利用する場合は、要求水準書、設計・建設業務編39頁記載のとおり、建設事業者の責任と費用で対応してください。
117	建設工事請負契約書(案)	25	第7章	第61条				履行遅滞の場合における損害金等	損害金の上限金額や適用についての猶予期間を設定頂けませんでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
118	建設工事請負契約書(案)	26	第7章	第62条	第6項			複合施設の設計の契約不適合責任	第6項の条文は、公共工事約款の第57条第4項の条文と同趣旨のものですが、公共工事約款の同条文は、契約不適合責任期間を引渡してから2年間とすることを前提としており、建設業法研究会による同条文の解説においても、「このような短期間で請求まで行うことは難しいと考えられる。そのため・・・みなすこととしている。」と説明されています。 ところが、本条では設計の契約不適合期間が10年間に延長されているため、事実上、11年間を経過するまでの請求が可能となるように見えますが、契約不適合責任に基づく請求権が民法第166条第1項第2号による消滅時効の規定により、権利を行使することができる時から10年間行使しないときに消滅するものとされていること、また、時効を予め延長するような合意は民法上認められないことと整合しません。契約不適合責任期間を10年と規定した設計に関しては、本項は不適用とすべき内容と考えますので、法律の観点からのご検討をお願いします。	第62条第5項及び第6項は、時効中断のための手続について定めたものではなく、あくまで契約不適合責任を追究する場合の手順を契約上定めたものにとどまります。したがって、ご指摘は当たらないものと考えますので、原案のとおりとします。なお、時効完成を阻止する又は猶予するための手続は、(必要であれば)民法に従い履践します。
119	建設工事請負契約書(案)	26	第7章	第62条	第9項			複合施設の設計の契約不適合責任	第9項の条文は、公共工事約款の第57条第7項の条文と同趣旨のものですが、建設業法研究会による同条文の解説において「(公共工事約款の)担保期間を原則2年としているところ、知ったときから1年以内を併存させても適用範囲が限定的となりそれほど意味を持たなくなることなどを踏まえた」とされています。契約不適合期間が長期にわたる本件においては前提が異なり適用範囲が限定的とは言えず、第9項は不具合の事実を知った後も長期にわたり不適合を放置することを許容するかのように受け取られ公平性を欠く条件となりうると考えられますので、本9項を削除することについてご検討をお願いします。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
120	建設工事請負契約書(案)	29	第7章	第65条	第1項			保証期間中の受注者の性能保証責任	当保証期間の対象となる「要求性能」について、別紙4に定める性能保証事項が対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	建設工事請負契約書(案)	29	第7章	第65条	第4項			保証期間中の受注者の性能保証責任	保証期間の延長規定は、当初の3年間に要求性能を満たさない事態が生じた場合に適用される規定との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	建設工事請負契約書(案)	29	第7章	第66条				損害の範囲	当損害の賠償について一定の上限を設定頂けないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
123	建設工事請負契約書(案)	33	第9章	第75条	第4項		地域住民対応	「近隣対策の結果、建設業務の開始が遅延すること」と記載がありますが、住民対策の効果は工事を開始しないと明らかにならない場合があるため、「建設業務が遅延すること」と解釈してよろしいでしょうか。	工事開始までに合理的に予測できないと認められる、工事開始後の事象による遅延であるという前提であれば、ご理解のとおりです。
124	建設工事請負契約書(案)	-	-				付近道路制限	付近道路の工事用車両の通行については、道路交通法以外に特段の定めはないものとの認識でよろしいでしょうか。	今後の地元協議等において要望が出た場合は対応いたします。
125	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第40条	第5項	臨機の措置	「複合施設の契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する。」とありますが、建設工事請負契約書(案)第65条第2項の適用により当該措置に要した費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第5項は削除いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、建設事業者と運營業務委託契約書(案)第65条第2項の適用により当該措置に要した費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第5項は削除いただけないでしょうか。
126	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第41条	第2項	費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「複合施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、かかる事態への対応に要する費用は全て受注者が負担する。」とありますが、建設工事請負契約書(案)第65条第2項の適用によりかかる事態への対応に要する費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第2項は削除いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、建設事業者と運營業務委託契約書(案)第65条第2項の適用によりかかる事態への対応に要する費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第2項は削除いただけないでしょうか。
127	運營業務委託契約書(案)	13	第2章	第5節	第41条	第5項	費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「複合施設の契約不適合を原因とした異常事態の発生、計画外の関連施設の停止等により、複合施設の全部又は一部の運転を停止した場合(発注者の指示により停止した場合を含む。)には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、運営固定費の減額を行う。」とありますが、受託者の責による運転停止ではないため、本第5項は削除いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、建設事業者への求償について、運營業務委託契約書(案)第65条第2項の適用によりかかる事態への対応に要する費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第5項は削除いただけないでしょうか。
128	運營業務委託契約書(案)	13	第2章	第5節	第41条	第6項	費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「(前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。)」とありますが、受託者の責による運転停止ではないため、上述の第41条第5項同様に本第6項は削除いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、建設事業者への求償について、運營業務委託契約書(案)第65条第2項の適用によりかかる事態への対応に要する費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第6項は削除いただけないでしょうか。
129	運營業務委託契約書(案)	13	第2章	第5節	第42条	第2項	運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	「複合施設の契約不適合を原因として異常事態が発生した場合には、当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。」とありますが、建設工事請負契約書(案)第65条第2項の適用により相当因果関係を有する損害はすべて建設事業者より貴組合へ賠償されるため、契約不適合と相当因果関係を有する損害に関する賠償は削除いただけないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、建設事業者と運營業務委託契約書(案)第65条第2項の適用によりかかる事態への対応に要する費用はすべて建設事業者より貴組合へ支払われるため、本第6項は削除いただけないでしょうか。
130	運營業務委託契約書(案)	13	第2章	第5節	第43条		提案余剰電力量未達に対する運営固定費の減額	提案余剰電力量の未達に対する措置としては、本条のみが適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な内容は、入札説明書添付資料5及び6をご参照ください。
131	運營業務委託契約書(案)	17	第5章	第52条	第2項		第三者の損害	協議して負担割合を決定するとありますが、これは建設請負契約第71条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	残さ運搬業務委託契約書(案)	6	第4章	第28条			第三者への賠償	第三者への損害賠償について「受注者及び運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。」とありますが、賠償責任は受注者及び運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。	第28条第1項は、連帯債務を定める趣旨ではなく、受注者・運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。
133	残さ運搬業務委託契約書(案)	8	第5章	第31条			不可抗力による負担	「受注者及び運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。」とありますが、賠償責任は受注者及び運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。	残さ運搬業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、運營業務委託契約書(案)第65条第2項に準じて、当該第三者の損害の発生原因に関し、過失割合に基づいて受注者の負担額を決定する協議であるとの認識でよろしいでしょうか。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
134	残さ資源化等業務委託契約書(案)	2	第2章	第1節	第10条		契約期間	資源化事業者の参入をより容易なものとするため、3～5年の契約期間も可能としていただけないでしょうか。	同契約の契約期間は、20年間を基本とし、この期間の変更については、契約締結の際の協議事項とします。
135	残さ資源化等業務委託契約書(案)	5	第2章	第3節	第27条	第2項	提案資源化率未達減額措置	「当該支払債務は、受注者及び運営事業者が連帯して負う」とありますが、運営事業者は資源化等業務を行わないため、受注者のみの負担としていただけないでしょうか。	残さ資源化等業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、運営事業者と受注者との間で賠償及び費用の分担について内部的に定めることを妨げるものではありません。
136	残さ資源化等業務委託契約書(案)	12	第6章	第1節	第38条	第4項	違約金	「当該賠償を行う債務は、受注者と運営事業者が連帯して負う」とありますが、運営事業者は資源化等業務を行わないため、受注者のみの負担としていただけないでしょうか。	残さ資源化等業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、運営事業者と受注者との間で賠償及び費用の分担について内部的に定めることを妨げるものではありません。
137	残さ資源化等業務委託契約書(案)	13	第6章	第2節	第41条	(1)	未処理の焼却残さ等の取り扱い	「受注者又は運営事業者の費用負担で」とありますが、運営事業者は資源化等業務を行わないため、受注者のみの負担としていただけないでしょうか。	残さ資源化等業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、運営事業者と受注者との間で賠償及び費用の分担について内部的に定めることを妨げるものではありません。
138	様式集(word)	—	様式第2-1号				入札参加資格審査申請書	(代表企業)欄の「代表者職氏名」は、関係市町の競争入札参加資格申請において、本店から委任している場合、受任先となる支店の支店長若しくは営業所の所長と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	様式集(word)	—	様式第2-3号添付				参加予定の地元企業	参加予定の地元企業に記載した企業については、本店所在地が分かる資料など添付は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	様式集(word)	—	様式第2-4号				委任状(代表企業)	本委任状は構成員・協力企業が連名・押印する内容となっておりますが、各構成員・協力企業につき1枚ずつ代理人(代表企業代表者)へ委任する形式も可能とさせていただきますでしょうか。	認めます。
141	様式集(word)	—	様式第2-4号				委任状(代表企業)	代理人(代表企業代表者)については、関係市町の競争入札参加資格申請において、本店から委任している場合、受任先となる支店の支店長若しくは営業所の所長と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	様式集(word)	—	様式第2-5～第2-7号				入札参加資格要件確認書①～③	1者が複数の業務を兼ねて参加資格申請を行う場合、共通の参加資格要件の添付資料①～⑤については、兼務する業務の様式毎に提出するのではなく、1企業につき1式ご提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	様式集(word)	—	様式第2-5～第2-7号				入札参加資格要件確認書	2.当該業務を行う者の参加資格要件①で、(入札参加資格申請時に受領した入札参加資格審査結果通知の写し等)とありますが、建設工事においては岐阜県入札参加資格審査システムにて申請のため、結果通知は登録後に受領する「入札参加資格者名簿登載承認通知書(建設工事)」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	様式集(word)	—	様式第2-5～第2-7号				1. 共通の参加資格要件	1. 共通の参加資格要件の添付資料において、同資料にてそれぞれを証明できる場合は、併用できると理解してもよろしいでしょうか。 (例：納税証明書その3の3で「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がないことを証明できる場合は、1. 共通の参加資格要件 添付資料②と添付資料⑤を兼ねる)	ご理解のとおりです。
145	様式集(word)	—	様式第5-2号				-	事業提案書の様式(余白、字体、図表、枠線等)は事業者側で任意に設定させていただきますことよろしいでしょうか。	他様式含め、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
146	様式集 (word)	—	様式第5-2号	1. 設計・建設事業(1)施工実績	【記載要領】「・施工実績を証明する書類として、契約書及びコリンズの写し」とありますが、コリンズ登録が無い案件については、契約書や発注者が証明する竣工証明書類等でもよろしいでしょうか。	認めます。
147	様式集 (word)	—	様式第5-5-4号	プラント計画(エネルギーの有効活用)売電量	売電量は様式第5-5-4号添付1「提案売電量」で定量的に評価される箇所は、各基準の平均である「平均提案売電量」ではなく、「ごみ量32,553t/年(100%)・基準ごみ10,500(kJ/kg)(100%)」の数値と理解してよろしいでしょうか。	「平均提案売電量」をもとに定量評価します。
148	様式集 (word)	—	様式第6-2号	委任状	(代表企業)欄の「代表者職氏名」は、関係市町の競争入札参加資格申請において、本店から委任している場合、受任先となる支店の支店長若しくは営業所の所長と理解してよろしいでしょうか。また、代理人は入札書等、価格要素審査に関する提出書類を提出する代表企業の窓口担当者であり、代理人使用印鑑もその者の印鑑と理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
149	様式集 (word)	—	様式第6-1号	入札書	上記の質問に関連して、様式第6-1号「入札書」及び入札封筒には、様式6-2号にて委任した代理人氏名の明記、代理人印鑑を押印する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	No148のとおり、必要です。
150	様式集 (Excel編)	—	様式第7-8-1号	事業収支表(損益計算書)	①営業収益(8行目)の金額は固定費A～変動費G(9～12行目)の金額の合計であり、また固定費A～変動費G(9～12行目)に記入する金額は様式7-6-1～7-7-5の金額を反映して記入すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	様式集 (Excel編)	—	様式第7-9号参考	下請率の考え方	提案した設計・建設業務における下請率の履行を確認する際、それぞれ一次・二次下請の「再下請金額」及び「直営施工金額」を確認する必要があるかと思いますが、どのような方法・提出書類で確認することを想定されておりますでしょうか。工事以外の物品及びその他委託等については「再下請金額」及び「直営施工金額」という区分が難しいと思われまして、ご教示願います。	入札説明書添付資料6の1.(1)に示すとおりです。また、報告書の様式は任意です。
152	様式集 (Excel編)	—	様式第7-9号参考	下請率の考え方	提案した運営・維持管理業務における下請率の履行を確認する際、それぞれ一次・二次下請の「再下請金額」及び「直営施工金額」を確認する必要があるかと思いますが、どのような方法・提出書類で確認することを想定されておりますでしょうか。工事以外の物品及びその他委託等については「再下請金額」及び「直営施工金額」という区分が難しいと思われまして、ご教示願います。	入札説明書添付資料6の2.(4)3)に示すとおりです。また、報告書の様式は任意です。
153	その他	—	-	実施方針に係る質問回答書	「実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書(令和4年2月28日付)」の質問及び回答は、入札公告後の質問回答で回答が改められない限り、契約条件として有効と考えてよろしいでしょうか。	有効ではありません。入札公告後の公表資料が有効となります。